

# 志賀町老朽危険空き家等除却事業費 補助金交付要綱の要点

## 1. 補助対象となる空き家等(老朽危険空き家等)

- ① **志賀町内**の空き家等であること・・・・・・・・・・要綱第3条第1項第3号参照
- ② **一年以上使用していない**ことが常態であること  
※「空き家等」の定義：下記記載  
※人の住んでいない「空き家等」と判断する基準：水道、電気、ガスの使用実績や人の出入りの有無が、1年を通していない状態など。(国交省)  
  
※【空き家等】の定義：建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着したものを含む。)をいう。  
【空き家等対策の推進に関する特別措置法(定義)】準用
- ③外観目視による「志賀町空き家等危険度判定基準表」において、配点の合計が**60点以上**となるもの・・・・・・・・・・要綱第3条第1項第3号イ参照
- ④倒壊した際に、**道及び隣家に干渉**しうるもの・・・要綱第3条第1項第3号ウ参照  
※道路境界線、又、隣家境界線から45度の角度の線上に家屋の一部が掛かっているもの

## 2. 補助対象者(所有者等)

- ⑤老朽危険空き家等に認定された建築物の解体、撤去及び処分を行う予定のもの・・・・・・・・・・要綱第4条第3項

## 3. その他条件

- ⑥**更地**(敷地に存在するものを全て撤去及び処分)とすること・・・・・・・・・・要綱第5条第2項第2号参照
- ⑦除却について全ての**関係権利者の同意**を得ていること・・・・・・・・・・要綱第7条第2項第8号参照  
※所有者死亡の場合は全相続人
- ⑧解体施工業者は、**建設業等の許可(土木・建築・解体)**などを受けた者で、**町内**に事務所を有する施工業者又は町内に住所を有する個人事業者に限る・・・・・・・・・・要綱第5条第1項第1号及び第5条第1項第2号
- ⑨その他「要綱第4条、5条」に記載

## 4. 補助金の額

- ⑩補助対象経費総額の**2分の1**以内で**500,000円**を上限とする・・・要綱第6条